

様式コード			
3	2	6	3
届書コード			
2	6	3	書

所長	副所長	課長	担当者

船員保険 育児休業等取得者申出書(新規・延長) 厚生年金保険

◎記入方法について
は裏面をご参考ください。

①船舶所有者整理記号	②被保険者整理番号	③個人番号(または基礎年金番号)										⑦被保険者の氏名										④被保険者の性別			
												(フリガナ) (氏)										男 1 女 2			
昭和 5 平成 7 令和 9	年	月	日	(フリガナ) (氏)										年	月	日	実子 1 その他 2	年	月	日					
④被保険者の生年月日	⑦養育する子の氏名										⑤養育する子の生年月日										⑥養育する子の区分	②実子以外の子を養育し始めた日			
令和 9														令和 9				令和 9							
⑦育児休業等開始年月日				⑧育児休業等終了(予定)年月日				⑨育児休業等取得日数				⑩就業予定日数				⑪パパママ育休プラス該当区分				⑫備考					
令和 9	年	月	日	令和 9	年	月	日	日	送 信	日	※「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同月内の場合のみ記入してください。	日	※「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同月内の場合のみ記入してください。	日	※「パパママ育休プラスに該当する場合□してください。」	□ 該当									
育 休 等 取 得 内 訳	1	②育児休業等開始年月日 令和 9	年	月	日	②育児休業等終了(予定)年月日 令和 9	年	月	日	②育児休業等取得日数 令和 9	日	②就業予定日数 令和 9	日	②育児休業等開始年月日 令和 9	年	月	日	②育児休業等終了(予定)年月日 令和 9	年	月	日	②育児休業等取得日数 令和 9	日	②就業予定日数 令和 9	日
3	②育児休業等開始年月日 令和 9	年	月	日	②育児休業等終了(予定)年月日 令和 9	年	月	日	②育児休業等取得日数 令和 9	日	②就業予定日数 令和 9	日	②育児休業等開始年月日 令和 9	年	月	日	②育児休業等終了(予定)年月日 令和 9	年	月	日	②育児休業等取得日数 令和 9	日	②就業予定日数 令和 9	日	

終了予定日を延長する場合

延長	③育児休業等終了(予定)年月日 (変更後)	令和 9	年	月	日	①育児休業等取得日数(変更後)	日
----	--------------------------	------	---	---	---	-----------------	---

令和 年 月 日提出

受付日付印

届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。

船舶所有者 〒 —

住所

氏名

電話番号 () —

社会保険労務士記載欄

氏名等

【記入方法】

- ③は、本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。
- ①は、該当する番号を○印で囲んでください。
- ④の年号は、該当する番号を○印で囲んでください。
生年月日は、右図を参照して記入してください。
- ⑥は、該当する番号を○印で囲んでください。「その他2」を選択された場合、①に、その養子である子の養育を開始した日付を記入してください。
- ⑦は、被保険者が養育のために休業する期間を記入してください。養子を養育する場合は、養育開始年月日を記入してください。
延長の届出をされる場合は、当該延長にかかる育児休業等の申出時の開始年月日を記入してください。
- ⑧は、育児休業等の終了(予定)年月日を記入してください。なお、育児休業等の取得区分に応じて、1歳(パパママ育休プラスに該当する場合は1歳2か月)、1歳6か月、2歳、3歳に到達する日以前の日付を記入してください。
育児休業等終了(予定)年月日に引き続き、別の取得区分の育児休業等を取得する場合には、延長届として提出してください。
延長の届出をされる場合は、育児休業等の申出時の育児休業終了(予定)年月日(本申出の前に延長の申出をしているときは、延長後の育児休業終了(予定)年月日)を記入してください。
- ⑨は、「育児休業等開始年月日」から「育児休業等終了(予定)年月日」までの日数(出生時育児休業にあっては「就業予定日数」を差し引いた日数)を記入してください。
また、同月内に複数回の育児休業等を取得した場合は、⑦の欄に初回の育児休業等開始年月日を、⑧の欄に最終回の育児休業等終了予定年月日を記入のうえ、「育休等取得内訳」欄を記入してください。
- ⑩は、同月内であって、「出生時育児休業」ではない場合には、「〇日」と記入してください。時間単位での就業予定等日数の算出が困難な場合は、管轄する年金事務所にご相談ください。
- ⑪は、パパママ育休プラスに該当する場合にチェックしてください。
- ⑫は、変更後の育児休業等終了(予定)年月日を記入してください。
今回延長申請する育児休業等の取得区分に応じて、1歳(パパママ育休プラスに該当する場合は1歳2か月)、1歳6か月、2歳、3歳に到達する日以前の日付を記入してください。
- ⑬は、「育児休業等開始年月日」から変更後の「育児休業等終了(予定)年月日」までの日数(出生時育児休業にあっては「就業予定日数」を差し引いた日数)を記入してください。

昭和 5	年	月	日
平成 7	6	1	1
令和 9		0	7

【参考】

- この申出書は、「1歳未満の子を養育するための育児休業」(「出生時育児休業」を含む)、「保育所待機等の特別な事情がある場合の1歳から1歳6か月に達するまでの育児休業」、「保育所待機等の特別な事情がある場合の1歳6か月から2歳に達するまでの育児休業」、「1歳から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業に準ずる休業」を取得した場合に提出していただくものです。
- 「出生時育児休業」とは、子の出生後8週間のうち最大4週間について、取得することができるものです。「出生時育児休業」においては、労使で事前調整したうえで休業期間中に就業することを可能としており、その就業する予定の日数を「就業予定日数」といいます。
- 「パパママ育休プラス」とは、父母ともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を子が1歳から1歳2か月に達するまでに延長する制度です。なお、父母1人ずつが取得できる休業期間(母親の産後休業期間を含む。)の上限は1年間となります。
- この申出により保険料の免除を受けられる期間は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業等期間に限ります。
- 原則、事業主等は労働者にあらず、この法律に基づく育児休業等は取得できないため、申出はできません。
- この申出は、育児休業等開始年月日から、育児休業等終了後1月以内(例:終了日が3月31日の場合は4月30日まで)の間に提出してください。
- 標準報酬月額にかかる保険料が免除となるのは、原則、育児休業等開始年月日の属する月分から、育児休業等終了年月日の翌日の属する月の前月分までとなります。
- 育児休業等開始年月日の属する月と育児休業等終了年月日の翌日が属する月が同一の場合には、当該月内で合計14日間以上の育児休業等を取得しているときに限り、その月の標準報酬月額にかかる保険料が免除となります。
- 育児休業等開始年月日から1月を超える育児休業等を取得した場合に限り、育児休業等開始年月日の属する月から育児休業等終了年月日の翌日が属する月の前月までに支払われた賞与にかかる保険料が免除されます。
- 保険料の免除期間中も船員保険・厚生年金保険の被保険者資格が存続しているため、標準報酬月額に基づき、将来の年金額の計算が行われます。
- 賞与保険料が免除される場合も、標準賞与額として決定し将来の年金額計算等に用いられるほか、船員保険の年度累計額に算入されるため、賞与支払届の提出が必要です。
- 原則、育児休業等終了日の翌日が属する月分から保険料が発生します。育児休業等終了後に受ける報酬が、従前の標準報酬月額と比較して変動があった場合は、『育児休業等終了時報酬月額変更届』『養育期間標準報酬月額特例申出書』を提出することができます。